

市財政の現状を

5つの指標を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」)が公布され、地方公共団体は毎年度、財政の健全度の判断基準として5つの指標を議会、市民に公表することが義務づけられました。

従来は地方公共団体の一般会計等において、赤字額が標準財政規模(※1)の20%を超えるといきなり"レッドカード"となり、その前に財政の健全化を喚起する"イエローカード"的な制度がありませんでしたが、今回の財政健全化法により「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政の健全化をチェックするとともに、土地開発公社等第3セクター(※2)の財政状況も連結して、地方公共団体全体の財政状況をより明らかにします。平成19年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は以下のとおりとなり、**いずれの指数も早期健全化基準を下回る結果となりました。**

【※1】標準財政規模

通常的に収入が見込まれる税に地方譲与税と普通交付税等を加えた一般財源の規模を示したものです。

【※2】第3セクター

市(第1セクター)と民間企業(第2セクター)が共同出資して設立する企業のことです。本市では、株式会社小野田公衛社、小野田中央青果株式会社等があります。

【※3】法適用、法非適用

地方公営企業法が適用される企業を法適用企業といいます。法適用企業は、経理を企業会計方式(複式簿記)で行い、収益、費用を発生主義により処理します。それに対し、地方公営企業法が適用されない企業を法非適用企業といいます。法非適用企業は、経理を官庁会計方式(単式簿記)で行い、現金主義により処理します。

【病院事業について】

山陽市民病院が第5次健全化計画に基づき経営改善に努めてきましたが、平成19年度末に不良債務(4億3千万円)が残り、資金不足が生じています。今年度以降、公立病院改革プランに基づき経営の健全化を図っていきます。

実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

山陽小野田市	早期健全化基準	財政再生基準
該当なし	12.78	20.00

連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

山陽小野田市	早期健全化基準	財政再生基準
1.39	17.78	40.00

実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合

山陽小野田市	早期健全化基準	財政再生基準
19.8	25.0	35.0

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合

山陽小野田市	早期健全化基準	財政再生基準
172.5	350.0	

資金不足比率

資金不足額が事業規模に占める割合(各会計ごとに算出)

区分		資金不足比率	経営健全化基準
法適用(※3)	水道事業	該当なし	20.0
	工業用水道事業	該当なし	
	病院事業	10.4	
法非適用	地方卸売市場事業	該当なし	
	下水道事業	該当なし	
	農業集落排水事業	該当なし	